

開発行為の 工事完了後は **完了検査**を受けましょう!

完了検査は、
法律で義務付け
られています。



開発行為許可申請

市街化調整区域にて建築物を建てる際には、
原則、都市計画法の許可が必要です。

開発行為許可書の交付

都市計画法の基準に適合する計画であれば、
許可書が交付されます。

建築確認

確認済証の交付

開発工事

建築工事

開発行為工事完了届

工事が完了したら、
すみやかに届出書を提出してください。

建築工事完了届

完了検査

許可どおりに工事が施工されているか、
現地にて検査を行います。

完了検査

検査済証の交付

検査の結果、施工内容が適合していれば、
検査済証が交付されます。

検査済証の交付

開発行為の
完了検査は、
手数料が
かかりません!



水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

交付されれば
おしまいです。



※開発工事が完了しても検査済証が交付されていない場合は、将来の増改築または用途変更を行うことができません。必ず完了検査を受けるようお願いします。